

領置物件の還付について

公示第12号

領置物件について、関税法第134条第2項の規定により公告する。
 なお、公告の日から6月を経過しても返還の請求がないときは、同法第134条第3項の規定により当該物件は国庫に帰属する。

令和7年8月14日

中部空港税関支署長 松古 和三



整理 番号	品 名	数 量	領 置		所 持 者		備 考
			年月日	場 所	住 所	氏 名	
1	外国製加熱式タバコ TEREA	600本	R7.7.6	中部空港 税関支署	不 詳	不詳	
	外国製加熱式タバコ KENT	200本					
	外国製加熱式タバコ neo	200本					
	レシート	1枚					
	袋 セントレア免税袋	1枚					
2	外国製紙巻タバコ LUCKY STRIKE	200本	R7.7.10	中部空港 税関支署	不 詳	不詳	
3	外国製加熱式タバコ TEREA	200本	R7.7.17	中部空港 税関支署	不 詳	不詳	
	袋 セントレア免税袋	1枚					
4	外国製紙巻タバコ THE ONE	200本	R7.7.30	中部空港 税関支署	不 詳	不詳	
	レシート	2枚					
	袋	1枚					

当該物件にお心当たりのある方は、中部空港税関支署 総括第1部門 電話0569-38-7610 までご連絡下さい。